

第26章 株式会社まちづくり会津

株式会社まちづくり会津は、「まちなか再生－中心市街地の活性化」を目指し、まちづくりのプロデュースとタウンマネジメントを行うために設立された第三セクター方式の株式会社です。

平成19年2月より、中心市街地活性化法の改正に伴い発足した「会津若松市中心市街地活性化協議会」の共同設立者及び事務局として、市の中心市街地活性化基本計画策定に向けた意見聴取と、その計画に則った事業の推進という役割を担っています。

また、これまでのテナントミックス事業や広場管理運営事業等に加え、商店街等が行う各種事業についても、関係機関との調整等の支援を行っており、地域商業の活性化にも寄与しています。

1 会津若松市中心市街地活性化協議会としての役割

会津若松市中心市街地活性化協議会は、本市が作成する中心市街地活性化基本計画に対して、本市に意見を述べることができる唯一の団体であり、株式会社まちづくり会津は中心市街地活性化基本計画の策定に向けた意見聴取や、民間事業者が事業計画を作成する際の調整等を行います。

2 主な事業

- (1) 都市開発に関する企画、調査、設計及びコンサルタント業務
- (2) 商業の振興を図るための経営、技術、販売、財務等に関する指導及び情報提供
- (3) 各種イベントの企画及び運営
- (4) 商店街、商店の販売促進のための共同事業に関する企画等
- (5) 図書館、公民館等公共施設の管理運営及び企画業務の受託 など

3 会社概要

- (1) 法人の名称 株式会社まちづくり会津
- (2) 所在地 会津若松市中町4番16号
- (3) 設立 平成10年7月31日
- (4) 資本金 58,300,000円（うち、会津若松市の出資比率50%）
- (5) 出資者 149名

業種	出資金	割合
会津若松市	29,150,000円	50.0%
会津若松商工会議所	1,500,000円	2.6%
中小企業者	20,550,000円	35.2%
その他	7,100,000円	12.2%
計	58,300,000円	100.0%

- (6) 役員員
代表取締役 1名
取締役 8名
監査役 2名
顧問 2名
アドバイザー 3名
社員(パート等を含む。) 33名（※令和5年4月1日現在）